

# 抜本的見直しにおける主な課題等について

平成24年5月現在

資料3

	現状等	影響・課題
医療費	<p>○医療費の将来推計 【出典：厚生労働省・第48回社会保障審議会医療保険部会・資料4】</p> <p>○人口構成 【出典：大阪府人口減少社会白書(H24.3)】</p>	<p>○急速な高齢化や医療の高度化等によって、今後GDPの伸びを大きく上回って増大。これに伴い、保険料、公費、自己負担の規模もGDPの伸びを大きく上回って増大する見込み。特に公費の増大は著しい。(同資料)</p> <p>○現状のサービス利用状況や単価をそのまま将来に投影した場合、平成37年度には60.4兆円に達し、同27年度以降1年当たり3.5%増えるものと推計されている。(同資料から)</p> <p>○福祉医療費助成制度の最近の傾向は、1人当たりの医療費単価が増加傾向にあるものの、障がい者医療及びひとり親家庭医療、乳幼児医療については、少子化等の影響により助成額は横ばい傾向。一方、障がい者の高齢化等の影響により、老人医療の助成額は増加傾向。</p>
人口構成	<p>○医療費負担(障がい者総合支援法案を平成24年3月国会提出。施行後3年を目途に一部見直し) →現行どおり(1割負担：月額負担上限設定あり) ・障がいにかかる医療費については、原則無償とされた作業部会提言は反映されず、今後の課題として先送り。</p> <p>○難病対策 →医療費助成について法制化も視野に入れ、希少・難治性疾患を幅広く公平に助成対象として検討。</p> <p>○障がい者の範囲拡充(同法) ・難病等 → 特定されていない。 ※厚生労働省では難治性疾患研究事業の130疾患を対象と想定。なお、現行公費負担制度は56疾患が対象。 「政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度」</p>	<p>○年齢別にみると今後30年間で高齢者人口(65歳以上)は大阪府の人口の約4割に増加。生産年齢人口(15~64歳)は大阪府の人口の約半分に減少、年少人口(15歳以下)も減少。(同白書)</p> <p>○医療や介護需要の増大・多様化に対応するためには、持続可能な医療・福祉制度の確立や一人ひとりの健康づくり、それを支える医療・健康産業の振興、福祉・介護を地域で支える人材育成などが重要。(同白書)</p>
障がい者施策等	<p>○高齢者医療制度改革 ・70~74歳の患者負担割合 →現行法上、2割負担を1割負担に凍結。(指定公費) ※2013年以降は2割に戻すべきとの民主党元代表の発言あり(3/31) ※毎年約2,000億円を予算措置し、1割に減額しているが、平成23年度の政府民主党案では、本来の2割に戻し、本財源を子育て世代の自己負担割合の軽減策に講じる予定としていた。 ・後期高齢者医療制度 →社会保障・税一体改革大綱において廃止とされたが、白紙撤回され、現行制度の修正案を検討。</p>	<p>○医療費の自己負担割合等が定まらない限り、必要経費の試算を含め、制度への影響等の見極めが困難。</p> <p>○障がい者医療費助成制度において、重度の精神障がいや特定疾患(難病)について、対象として検討するに当たり、法における特定疾患(難病)の対象範囲が特定できない。</p>
医療保険	<p>○マイナンバーとは、社会保障・税番号制度のこと。</p> <p>○マイナンバー法案(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案)及び関係法律の整備等法案を閣議決定・国会提出(平成24年2月)</p> <p>○平成26年6月から番号交付、平成27年1月から番号利用予定。</p> <p>○一つの番号に、氏名と住所、性別、生年月日のほか、所得や医療、介護、年金などの情報を結びつけ、顔写真付きのICカードを作成。カードは年金手帳や健康保険証の機能を持つほか、災害時の本人確認や、治療歴の確認などに活用できる可能性も期待。(H24.5.11付け毎日新聞・朝刊)</p>	<p>○医療保険の自己負担割合の一部を助成する制度の性格から、ベースとなる医療保険制度改革の動向が不透明で、各世代の負担割合が定まらない限りは、必要経費の試算を含め、制度への影響等の見極めが困難。</p>
マイナンバー	<p>○自治体がマイナンバーを独自に利用したい場合(例：A市単独の乳幼児医療費助成の支給に関する事務に利用したい。⇒社会保障、地方税、防災、その他これらに類する事務で当該自治体の条例に定めれば、利用可能(法律案第6条関係。都道府県・指定都市担当課長説明会(平成24年3月12日)資料)</p> <p>○政府は医療分野など機微性の高い個人情報扱うため、別途、特別法を定める必要があるとの考え。夏までに特別法の枠組みをまとめ、社会保障審議会での議論を経て25年の通常国会に法案を提出する予定。(H24.4.30付け国保情報より抜粋・転載)</p>	<p>○制度拡充のための原資は平成27年度に配分予定。 ※平成26年4月の8%へ引上げ時の増収分については、年金の国庫負担及び社会保障の財源不足に充当予定。</p>
消費税	<p>○消費税・地方消費税増税(平成27年10月に消費税率(国・地方)を10%に引上げ。ただし法案ベース) ・増収分(5%：13.5兆円)の国と地方の配分は、役割分担を踏まえ、国：3.46%・地方：1.54%。 ・政府は増収分13.5兆円のうち①社会保障の充実に2.7兆円②・・・略・・・を配分すると決めた。社会保障の充実に充てる国・地方合計2.7兆円のうち8500億円を地方自治体に配分する。(H24.3.18付け日本経済新聞・朝刊)</p>	